

豊橋市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者やその家族等の緊急時の相談・受入れ等の様々な支援を切れ目なく提供し、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支える体制を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち、次項に規定する機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において「地域生活支援拠点等における機能」とは、次の各号に掲げる機能をいう。

(1) 相談 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の

養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 豊橋市ととよはし総合相談支援センター運営事業委託業務又は豊橋市障害児者相談支援事業委託業務における委託契約を結んだ法人に属する従事者は、前項第1号及び第2号及び第3号及び第5号の機能を担う。

4 この要綱において「拠点等事業」とは、第2項各号に掲げる機能の全部又は一部を備えた複数の事業者や機関により面的な体制を整備する事業をいう。

(実施主体)

第3条 拠点等事業の実施主体は、豊橋市とする。ただし、前条第2項各号の機能については、この事業の全部又は一部を適切に事業運営を行うことができると市長が認めた事業者と分担して行うものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する障害者等

(2) 市が支給決定等及び給付の実施主体となる障害者等

(3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(拠点事業所の登録)

第5条 拠点等事業を行おうとする事業所は、豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に運営規程及び事業者の指定を受けている旨を証する書面を添えて市長に提出し、市の登録を受けなければならない。

2 前項の運営規程は、地域生活支援拠点等において当該拠点事業を行う事業所である旨を定めているものでなくてはならない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、拠点等事業を実施する事業所として登録を行い、豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録(不登録)決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業所（以下「登録事業所」という。）を豊橋市地域生活支援拠点等事業所名簿（様式第 3 号）に記載し、管理するものとする。

（変更の届出）

第 6 条 登録事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、変更後 10 日以内に豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第 4 号）に変更の内容が確認できる書類等添えて市長に提出しなければならない。

（廃止等の届出）

第 7 条 登録事業所は、事業を廃止又は休止するときは、その 30 日前までに豊橋市地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止・再開）届出書（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

2 事業を休止した事業所は、事業を再開するときは、その 10 日前までに前項の届出書により市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第 8 条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第 6 号）により当該事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) その他市長が登録事業所として不相当と認めたとき。

（サービスの報酬の算定）

第 9 条 登録事業所が拠点等事業に係るサービスの報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

（記録の保存等）

第 10 条 登録事業所は、サービスの記録を整備し、5 年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、当該記録を提出しなければならない。

（調査等）

第 11 条 市長は、登録事業所に対して、拠点等事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

2 市長は、登録事業所に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(評価)

第 12 条 市長は、拠点の運営状況及び評価について、豊橋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に報告し、その意見を聴取するものとする。

(協議)

第 13 条 地域生活支援拠点等を整備する事業については、協議会において協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。